

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月13日
【四半期会計期間】	第20期第2四半期（自2023年6月1日 至2023年8月31日）
【会社名】	株式会社ティムス
【英訳名】	TMS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若林 拓朗
【本店の所在の場所】	東京都府中市府中町一丁目9番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都府中市府中町一丁目9番地
【電話番号】	042-307-7480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 伊藤 剛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第19期 第2四半期累計期間	第20期 第2四半期累計期間	第19期
会計期間	自 2022年3月1日 至 2022年8月31日	自 2023年3月1日 至 2023年8月31日	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日
営業収益 (千円)	-	-	-
経常損失 () (千円)	469,091	342,149	861,471
四半期(当期)純損失 () (千円)	468,070	342,624	860,925
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	1,161,988	1,160,988
発行済株式総数 (株)	33,102,080	36,594,880	36,574,880
純資産額 (千円)	1,984,931	3,376,358	3,714,053
総資産額 (千円)	2,077,734	3,437,597	3,790,215
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	14.14	9.37	25.28
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	95.5	98.1	98.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	364,367	336,694	688,423
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,835	1,695	13,721
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	233,314	1,997	1,688,809
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,993,484	3,248,275	3,584,667

回次	第19期 第2四半期会計期間	第20期 第2四半期会計期間
会計期間	自 2022年6月1日 至 2022年8月31日	自 2023年6月1日 至 2023年8月31日
1株当たり四半期純損失 () (円)	6.00	5.30

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第19期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。第20期第2四半期累計期間及び第19期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況

(経営成績)

当第2四半期累計期間(2023年3月1日～2023年8月31日)におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、個人消費の改善が見られる一方、長期化する地政学的リスクを背景とした為替変動、資源・原材料価格の高騰にともなう物価上昇などにより、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当第2四半期累計期間において、当社は従来にないメカニズムに基づく独自の医薬品を開発して上市につなげることを目指し、以下のとおり事業活動を進めてまいりました。

TMS-007関連の活動

2021年5月にBiogen MA Inc. (以下「バイオジェン社」という。)へ導出した急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007 (BIIB131) については、バイオジェン社において2023年上半期に後期第 相臨床試験を開始する計画にて開発が進められ、2023年3月10日にClinicalTrials.govに当該試験の概要が登録されました(予想開始時期2023年4月17日)。その後、バイオジェン社は、2023年4月25日の2023年第1四半期決算発表において、TMS-007 (BIIB131) の後期第 相臨床試験の開始を一時停止し、当該臨床試験を開始すべきかどうかを再評価すると発表し、2023年7月25日の2023年第2四半期決算発表においても当該状況に変化はなく、今日に至っております。また、ClinicalTrials.govの登録情報におきましては、2度にわたり予想治験開始時期が更新され、現在は2023年12月1日とされております。同登録情報によるTMS-007 (BIIB131) の後期第 相臨床試験の概要は以下のとおりです。当社としては、バイオジェン社へ意志決定の迅速化を求めるとともに、引き続き緊密なコミュニケーションを図ってまいります。

(<https://clinicaltrials.gov/ct2/show/NCT05764122>)

正式名称	LKW 1 後4.5～24時間の脳梗塞患者を対象とした静注投与BIIB131の有効性と安全性を評価する多施設・オペレーショナルリーシームレス・二重盲検・用量探索・プラセボ対照・無作為・並行群間比較・後期第 相臨床試験
予想症例数	760例
予想開始時期	2023年12月1日 ²
予想終了時期	2025年7月7日

(注) 1.Last Known Wellの略で、最後に正常であった事が確認された時期。

2.2023年7月25日に登録情報が更新されました(当初は2023年4月17日として登録)。

TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、第 相臨床試験に向けたCMC (Chemistry, Manufacturing, and Control) 面における準備活動、及びGLP (Good Laboratory Practice) に基づく安全性試験を継続実施いたしました。臨床試験用原薬については、第2四半期に製造を行い出荷完了済みであります。また、当局 (PMDA ; Pharmaceuticals and Medical Devices Agency) との事前面談を2023年6月に実施するとともに、CRO (Contract Research Organization) の選定を開始しました。

TMS-008のバックアップとして位置づけているTMS-009については、現在、具体的な製造方法の検討に入っております。

パイプラインの拡充に関する活動

当社は、引き続き、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進しました。社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培った可溶性エポキシドヒドロラーゼ (sEH) 阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による創薬の最適化や天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を推進しました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続しました。2023年5月8日に、北海

道大学との間で医薬品候補物質の独占的評価及び実施許諾に関するオプション契約を締結し、当該候補物質の評価を開始いたしました。また、2022年7月に同大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたプログラムについては、評価を完了し、得られた結果を受け、次のステップに関する協議を行っています。

研究開発体制の強化

当社の共同創業者であり取締役会長の蓮見恵司は、2023年3月31日をもちまして東京農工大学教授を定年退職し、4月1日より当社の常勤取締役として、研究分野を主導することとなりました。これを受けて、当社は、より強力な研究開発体制による事業の推進を目的に、取締役1名が研究開発全体を担うこれまでの体制から、2名の取締役が研究と開発のそれぞれの分野を担当する体制に変更いたしました。

また、当社は、研究開発機能の向上を図るべく2023年4月に東京農工大学に共同研究講座を開設いたしました。

新担当職務	氏名	役職	旧担当職務
研究担当	蓮見 恵司	取締役会長	-
開発担当	稲村 典昭	取締役	研究開発担当

以上の活動の結果、当第2四半期累計期間における営業費用は、TMS-008をはじめとする研究開発費として213,843千円を、その他の販売費及び一般管理費として131,264千円を計上したことから、合計では345,107千円となりました。

これらの結果、営業損失は345,107千円（前年同四半期は営業損失268,513千円）、経常損失は342,149千円（前年同四半期は経常損失469,091千円）、四半期純損失は342,624千円（前年同四半期は四半期純損失468,070千円）となりました。

なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

（財政状態）

（資産）

当第2四半期会計期間末の資産合計は、前事業年度末に比べ352,617千円減少し、3,437,597千円となりました。これは主に、営業費用等の支出により、現金及び預金が336,391千円減少したことによるものであります。

（負債）

当第2四半期会計期間末の負債合計は、前事業年度末に比べ14,922千円減少し、61,238千円となりました。これは主に、外注費の支出により未払金が14,435千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第2四半期会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ337,694千円減少し、3,376,358千円となりました。これは主に、四半期純損失342,624千円を計上したことに伴う利益剰余金の減少によるものであります。

（キャッシュ・フローの状況）

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べ336,391千円減少し3,248,275千円となりました。当第2四半期累計期間におけるキャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動に使用した資金は、336,694千円（前年同四半期は364,367千円の支出）となりました。これは主に、税引前四半期純損失の計上によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動に使用した資金は、1,695千円（前年同四半期は6,835千円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動により獲得した資金は、1,997千円（前年同四半期は233,314千円の支出）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入によるものです。

(2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発費の総額は213,843千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 1 事業等のリスク」を参照ください。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または増資により資金調達しております。当第2四半期累計期間中に、重要な資金調達は行っておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年10月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	36,594,880	36,594,880	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。なお、 単元株式数は100株 となっております。
計	36,594,880	36,594,880	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2023年6月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社従業員 15名
新株予約権の数	1,681個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 168,100株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	自 2023年7月11日 至 2038年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 (注)2 資本組入額 158円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権証券の発行時(2023年7月10日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 発行価格は、新株予約権の割当日における公正価額(1株あたり314円)と新株予約権の行使時の払込額(1株あたり1円)を合算しております。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし(以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。)、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合(新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。)には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数(行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。)

新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

- (2) 本新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。
(3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
(4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記5.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
(3) 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定される数とする。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
(5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記3.に定める行使期間の末日までとする。
(6) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4に準じて決定する。
(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
(8) その他新株予約権の行使の条件
上記5に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記 6 に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2023年6月1日～ 2023年8月31日 (注)	20,000	36,594,880	1,000	1,161,988	1,000	1,411,487

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

2023年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
大和日台バイオベンチャー投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目9-1	4,107,920	11.22
三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合	東京都中央区日本橋2丁目3-4	3,677,420	10.04
THVP-1号投資事業有限責任組 合	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468- 1	2,845,960	7.77
ニッセイ・キャピタル9号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵 船ビルディング	2,138,380	5.84
ニッセイ・キャピタル7号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵 船ビルディング	1,736,200	4.74
株式会社新日本科学	鹿児島県鹿児島市宮之浦町2438	1,433,320	3.91
Xseed High Growth 投資事業有限責任組合	東京都千代田区九段北3丁目2-4	1,430,000	3.90
MSIVC2016V投資事業有限 責任組合	東京都中央区京橋1丁目2-5 京橋T Dビル4F	1,067,200	2.91
OCP1号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋本町1丁目5-4 住友不動産日本橋ビル7階	956,900	2.61
ニッセイ・キャピタル10号投資事 業有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3-2 郵 船ビルディング	938,460	2.56
計	-	20,331,760	55.55

(6) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2023年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 36,589,000	365,890	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 5,880	-	-
発行済株式総数	36,594,880	-	-
総株主の議決権	-	365,890	-

(注) 「単元未満株式」の欄には、自己株式10株が含まれております。

【自己株式等】

2023年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(注) 当社は、単元未満自己株式10株を保有しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年3月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2023年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,584,667	3,248,275
貯蔵品	223	349
前渡金	121,715	129,837
前払費用	12,970	18,813
未収消費税等	47,033	18,532
その他	36	24
流動資産合計	3,766,646	3,415,832
固定資産		
有形固定資産	12,142	11,432
無形固定資産	4,112	3,546
投資その他の資産	7,314	6,785
固定資産合計	23,568	21,764
資産合計	3,790,215	3,437,597
負債の部		
流動負債		
未払金	28,690	14,254
未払費用	19,557	28,447
未払法人税等	19,315	9,662
賞与引当金	2,447	2,601
その他	6,151	6,273
流動負債合計	76,161	61,238
負債合計	76,161	61,238
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,160,988	1,161,988
資本剰余金	2,337,131	2,338,131
利益剰余金	215,933	126,691
自己株式	-	2
株主資本合計	3,714,053	3,373,426
新株予約権	-	2,932
純資産合計	3,714,053	3,376,358
負債純資産合計	3,790,215	3,437,597

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
営業収益	-	-
営業費用		
研究開発費	1 151,548	1 213,843
その他の販売費及び一般管理費	2 116,964	2 131,264
営業費用合計	268,513	345,107
営業損失()	268,513	345,107
営業外収益		
補助金収入	-	3,202
還付加算金	89	42
その他	-	29
営業外収益合計	89	3,274
営業外費用		
株式公開費用	199,943	-
為替差損	724	316
営業外費用合計	200,667	316
経常損失()	469,091	342,149
税引前四半期純損失()	469,091	342,149
法人税等	1,020	475
四半期純損失()	468,070	342,624

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	469,091	342,149
減価償却費	2,401	3,158
賞与引当金の増減額(は減少)	565	154
株式報酬費用	-	2,932
補助金収入	-	3,202
株式公開費用	199,943	-
棚卸資産の増減額(は増加)	136	125
前渡金の増減額(は増加)	11,995	8,122
未収消費税等の増減額(は増加)	68,587	28,500
未払費用の増減額(は減少)	1,531	8,890
未払金の増減額(は減少)	163,220	14,623
その他の資産・負債の増減額	7,996	14,357
小計	363,417	338,946
補助金の受取額	-	3,202
法人税等の支払額	950	950
営業活動によるキャッシュ・フロー	364,367	336,694
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,835	1,695
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,835	1,695
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	2,000
株式公開費用の支出	233,314	-
その他	-	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	233,314	1,997
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	604,517	336,391
現金及び現金同等物の期首残高	2,598,002	3,584,667
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,993,484	3,248,275

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じる方法によって算出しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期損益計算書関係)

1 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
外注費	73,432千円	103,332千円
給料手当	19,206千円	29,816千円

2 その他の販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
支払報酬料	37,866千円	39,181千円
役員報酬	23,375千円	31,750千円
租税公課	26,216千円	9,400千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 2022年3月1日 至 2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 2023年3月1日 至 2023年8月31日)
現金及び預金	1,993,484千円	3,248,275千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,993,484	3,248,275

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自2022年3月1日 至2022年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自2023年3月1日 至2023年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自2022年3月1日 至2022年8月31日)

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期累計期間(自2023年3月1日 至2023年8月31日)

当社は、医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自2022年3月1日 至2022年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自2023年3月1日 至2023年8月31日)
1株当たり四半期純損失()	14円14銭	9円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	468,070	342,624
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	468,070	342,624
普通株式の期中平均株式数(株)	33,102,080	36,582,487
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	2023年6月15日開催の取締役会決議による第8回新株予約権新株予約権の数 1,681個 (普通株式 168,100株)

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。当第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月13日

株式会社ティムス
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 福田 日武
業務執行社員

指定社員 公認会計士 小川 聡
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティムスの2023年3月1日から2024年2月29日までの第20期事業年度の第2四半期会計期間（2023年6月1日から2023年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2023年3月1日から2023年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティムスの2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續を実施する。四半期レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合

は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。